

平成29年9月15日
都 市 局
まちづくり推進課

官民連携まちづくりの手引きを全面的にリニューアル
～民間団体・地方公共団体の実務担当者が実践的に使いやすくなります～

官民が連携したまちづくりを一層推進するため、都市再生特別措置法の改正による新規制度の追加や、運用実績・運用事例を盛り込むなど内容の充実を図るとともに、民間団体や地方公共団体の実務担当者がまちづくりの現場でより使いやすくなるように、全面的にリニューアルしました。

国土交通省では、まちづくり活動を担う民間団体（株式会社、社団・財団法人、NPO 法人等）や地方公共団体が公共空間等を活用した、にぎわいと魅力のあるまちづくりを支援しています。

この手引きは、民間まちづくり活動団体等の皆様が、市町村を始めとする地方公共団体等と連携し、まちづくり活動を一層推進できるよう、都市再生特別措置法等に基づく許可の特例制度、協定制度等の内容やメリット、活用プロセスなどを具体的に解説しています。

今般、平成24年1月の手引き作成から5年が経ち、まちづくり活動を行う民間団体の役割が益々高まっていることを踏まえ、平成28年度都市再生特別措置法の改正により新規制度を追加し、各種制度の運用実績・運用事例を盛り込むなど、内容の充実を図るとともに、実務担当者がまちづくりの現場でより実践的に使いやすくなるよう構成を見直し、全面的にリニューアルしました。

『官民連携まちづくりの進め方

一都市再生特別措置法等に基づく制度の活用手引き一』（目次）

- 制度の全体像
- 都市再生整備計画
- 都市再生推進法人
- 市町村都市再生協議会
- 道路占用許可、河川占用許可、**NEW** 都市公園占用許可の特例
- 都市利便増進協定、都市再生（整備）歩行者経路協定、**NEW** 低未利用土地利用促進協定
- **NEW** 運用実績・運用事例

➤ この手引きは下記 URL よりダウンロードすることができます。

URL : http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html

<問い合わせ先>

国土交通省都市局まちづくり推進課 橋口、峯岸

TEL 03(5253)8111 (内線 32543・32575・32562)

直通 03(5253)8407 FAX 03(5253)1589

[参考資料]

NEW リニューアル後の全体像

都市再生特別措置法を活用した官民連携まちづくりのプラットフォーム

(※民間団体や地方公共団体の実務担当者向けに、本手引きで詳細に解説しています)

まちづくりに対する悩み・想い

- ✓ まちづくり団体の位置付けを明確にしたい・・・
- ✓ 歩いて楽しめるまちにしたい・・・
- ✓ 公共空間を活用してまちづくりを進めたい・・・
- ✓ 住民自らまちの魅力を高めていきたい・・・
- ✓ まちづくりに低未利用の土地、建築物を活用したい・・・

都市再生推進法人

市町村の指定を受けて、都市再生整備計画の区域内におけるまちづくりを担う株式会社、社団・財団法人、NPO等の法人。
市町村への計画の提案、各種協定の締結のほか、自らまちづくり活動を行うことが可能。

都市再生整備計画

交付金を用いて整備したい公共公益施設について記載

官民連携まちづくりについて記載可能

公共空間内に整備・管理したい施設（広告板・オープンカフェ等）について記載

都市利便増進施設（広場・駐輪場・並木・ベンチ等）の整備・管理について記載

歩行者経路の整備・管理について記載

居住者等利用施設（緑地、広場、集会所等）について記載

公共空間を活用してにぎわいのあるまちづくりを実現するための制度

道路占有許可の特例

道路管理者が指定した区域で、道路上に広告板・オープンカフェ等を設置する際に「道路外に余地が無いこと」が要件から除外。

河川敷地占有許可の特例

河川管理者が指定した河川敷地内にオープンカフェ等を設置することが可能（河川敷地占有許可準則）

都市公園占有許可の特例

整備計画公表後2年以内に占有の許可の申請があった場合には、公園管理者の同意を得て、賑わいの創出に寄与する施設を設置することが可能。

NEW
新規制度

まちの利便性を高める施設の整備等を円滑に進めるための制度

都市利便増進協定

土地所有者等の間（都市再生推進法人も参加可能）で、施設の設置・管理の方法や費用分担を定める協定。

歩行者経路を整備、継続的に管理するための制度

都市再生(整備)歩行者経路協定

土地所有者等の間で、歩行者経路の整備・管理の方法を定める協定。

低未利用土地を有効かつ適切に整備・管理するための制度

低未利用土地利用促進協定

土地所有者にかわり低未利用の土地を有効かつ適切に利用するために必要な施設の整備・管理の方法を定める協定。

NEW
新規制度

NEW 運用実績

道路占有許可特例

28 件

都市再生推進法人

25 法人

都市利便増進協定

6 件

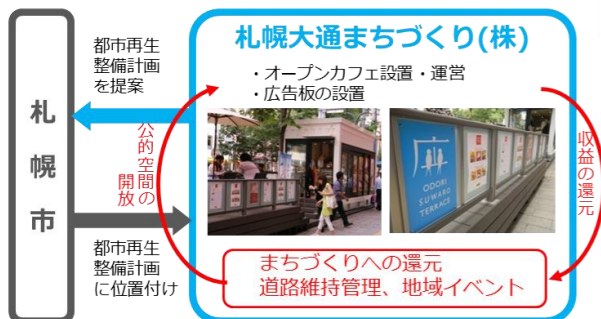
都市再生推進法人による都市再生整備計画の提案

6 件

NEW 運用事例

< 札幌大通まちづくり株式会社 (札幌市指定の都市再生推進法人)の事例 >

道路占有許可の特例



都市利便増進協定

オープンカフェ等の都市利便施設の札幌大通まちづくり(株)による日常管理等を定めた都市利便増進協定を締結

協定締結者：北海道開発局、札幌大通まちづくり(株) 都市再生推進法人
協定締結日：平成25年4月10日
都市利便増進施設：食事施設、広告板、ベンチ等
日常管理に関する事項：
札幌大通まちづくり(株)が日常の管理業務、都市利便増進施設を活用したイベント等を実施